

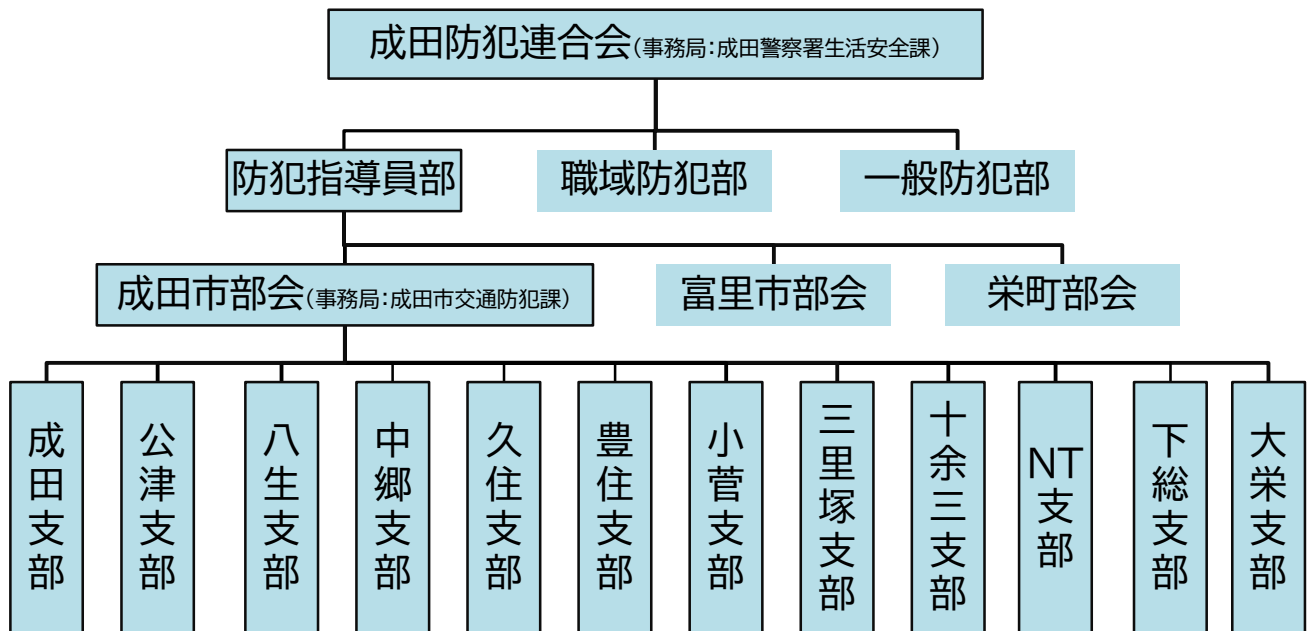
# 防 犯 指 導 員 に つ い て

成田警察署管内3市町(成田市・富里市・栄町)により「成田防犯連合会」を組織しています。事務局は成田警察署生活安全課です。

成田防犯連合会は3つの防犯部(防犯指導員部・職域防犯部・一般防犯部)からなります。防犯指導員は防犯指導員部に属し、成田市・富里市・栄町のそれぞれに部会があります。

成田市部会(事務局:成田市交通防犯課)には12の支部があり、それぞれの支部において各種防犯活動を行っていただいています。

防犯指導員は、各区・自治会・町内会より推薦していただき、その推薦に基づいて成田防犯連合会長(成田市長)及び成田警察署長から委嘱され、委嘱状、防犯指導員証が交付されます。



## 各地区の防犯指導員

### 任期

2年間。ただし、再任を妨げない。

### 各支部の役員(各支部規約による)

- ・ 支 部 長
- ・ 副支部長
- ・ 会 計
- ・ 監 事 など

## 防犯指導員の役割

防犯指導員とは、地域の区・自治会・町内会から、地域の防犯活動に積極的に参加していただける方をご推薦いただき、成田防犯連合会長(成田市長)および成田警察署長より委嘱された地域防犯のリーダー的存在の方々です。

地域住民が、安全で安心して暮らせるまちづくりのため、次のような役割のもと、様々な防犯活動をお願いしています。

### ① 地域安全についての広報啓発活動

身の回りで起こった犯罪や事故の発生状況および「なりたメール」などの警察や市役所からの地域の犯罪情勢や防犯対策の情報を地域住民に広報啓発し、協力して防犯対策・安全対策を進める。

### ② 地域の防犯パトロール及び安全診断

地域の安全のため防犯パトロールを実施するとともに、通学路や公園等で防犯対策が必要な箇所や不具合のある防犯灯などの把握に努め、市や警察等と協力し防犯対策に反映させる。

### ③ 地域安全運動などへの参加

警察および県・市が主催する防犯街頭キャンペーン、市が実施している防犯パトロール(地域防犯推進員制度)や防犯講演会などの行事などに積極的に参加する。

### ④ 警察等関係機関への連絡

身の回りで、犯罪が発生したことを知った時や地域の人たちが迷惑したり不安に思っている身近な問題を知った時には、警察や市役所など関係先に連絡をする。

### ～パトロールの着眼点～

#### ・通学路に異常はないか？

子どもの安全を守るためには、不審者や不審な車両がないかなど、登下校時間帯や遊戯時間帯に配慮したパトロールが必要です。

#### ・公園などの遊び場に異常はないか？

子どもが安心して遊べるよう、公園などの遊び場を警戒することが必要です。夕暮れ時になっても、子どもが遊んでいたら帰宅を促しましょう。

#### ・少年の溜り場となっている場所はないか？

公園や店先など、少年の溜り場となっている場所から非行が広がっていくことから、その場所がどこか把握しましょう。

#### ・廃屋や空き家、空き地などに異常はないか？

廃屋や空き家、空き地などは、犯罪の温床となりやすい場所であり、日頃から異常がないか注意しましょう。

#### ・防犯灯の球切れなどはないか？

## その他の主な活動等

各支部が管轄する地域の定期的な防犯パトロールや祭礼時のパトロールなど、それぞれの地域に密着した防犯活動を展開しています。

### ○ 定期総会への出席

毎年度はじめに、各支部総会が開催され、前年の活動結果に基づき1年間の防犯活動の実施計画などについて話し合います。

### ○ 防犯活動の実施計画にもとづく活動

(例)毎月20日に各区内をそれぞれの防犯指導員がパトロール  
いくつかのブロックに分け、月1回、青色回転灯パトロール車(青パト車)でパトロール

### ○ 成田市部会が主催する各種防犯活動への参加

街頭防犯キャンペーンに参加し啓発物資を配布したり、青パト車で市内の防犯パトロールなどを行ったりします。

## 留意事項

### (1) 活動には限界がある

あくまでも、一般社会人としての身分のもとに活動するものであって、その活動機能は限定され、したがって強制力はなく、行き過ぎのないよう注意してください。

### (2) プライバシーを尊重し、秘密を守る

誰もが自分の家庭のことは干渉されたくないものです。個人や家庭のプライバシーをみだりに干渉しないよう注意してください。

しかし、場合によっては個々のプライバシーに触れたり、踏み込まざるを得ない場合がありますが、このような場合は、相談に直接答えるのではなく、成田警察署や市役所等関係する機関に相談に行くようアドバイスをしてください。

また、活動を通じて個人や家庭のプライバシーを知った時は、不用意にそれをもらさないようにしましょう。

### (3) 危険なことはしない

他人の家をのぞき込んでいる見知らぬ人など、普段と様子が違うと感じる不審な人や不審な車を発見したり、事件を目撃したりしても、無理な追跡や危険なことはせず、不審者の特徴、車のナンバー、逃走方向などをメモして、警察に通報しましょう。また、活動時は、けがをしたり交通事故や犯罪被害に巻き込まれることがないように、身の安全に特段の注意を払ってください。

## 防犯指導員の引き継ぎについて

防犯指導員の任期が終了し、新しい指導員へ交代する場合は、次のとおり引き継ぎをお願いいたします。

### ○次期の防犯指導員の推薦方法

2年任期の終了年の2月上旬～中旬頃に、交通防犯課から、各区・自治会長様あてに「防犯指導員推薦書」を送付いたします。

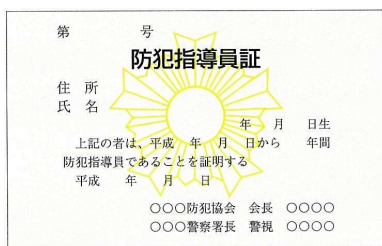
次期の防犯指導員を「防犯指導員推薦書」にご記載いただき、交通防犯課、または下総・大栄支所地域振興係へご提出ください。(持参、FAXまたは郵送)

### ○市役所へ返却するもの

#### ・防犯指導員証

次のいずれか1、2いずれかの方法で、任期が終了した防犯指導員証をご返却ください。

1. 各区・自治会長様を通して次任期の「防犯指導員推薦書」を提出する際、あわせて返却していただく。
2. 任期の終了された指導員ご自身で市役所2階交通防犯課に返却していただく。



〔防犯指導員証〕

### ○新しい防犯指導員へ引き継ぎを行っていただくもの

#### 帽子・徽章・標識

(地区によってはベスト・ジャンパー・合図灯なども配布されており、これも引き継ぎます)



帽子



徽章

(バッジ)



標識

※上記3点のうち、引き継ぎで不足するものがあれば、市役所2階交通防犯課で配布します。

成田市役所交通防犯課 TEL:20-1527 FAX:24-2858  
Mail:kotsu@city.narita.chiba.jp